第71号（第90条関係）

猟銃等保管業廃止届出書

銃砲刀剣類所持等取締法第10条の８第４項の規定により、猟銃等の保管の業務を廃止したことを次のとおり届け出ます。

年　　月　　日

公安委員会　　殿

届出人氏名　　㊞

事業場の名称、所在地及び電話番号	
廃止年月日	年　　月　　日
廃止の理由	

備考　１　届出人氏名は、届出人が法人の場合にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

２　届出人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

３　事業場の名称、所在地及び電話番号欄には、届出人が法人の場合にあつては、その法人の名称、事業場の所在地及び電話番号を記載すること。

４　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。